

教育モニター 様

「教員の体罰」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

体罰は、学校教育法で「教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることはできるが、体罰を加えることはできない」と明確に禁止されております。

体罰による指導では、児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による問題解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等を是認する土壌を生む恐れがあります。体罰は指導や教育ではなく暴力行為であり、いかなる場面においても許されるものではありません。

本県教育委員会では、体罰の根絶を目指して、平成25年3月に「体罰」を根絶する学校、同年6月に「これからの運動部活動」等の指導マニュアルを作成しました。

そして、本年度は、教職員課、教育研修課、体育健康課、特別支援教育課が連携して全ての公立高等学校を訪問し、直接教職員に対して、「体罰等の不祥事根絶」について指導しているところです。

ご指摘のありました全国高等学校体育連盟は、体罰の根絶に向けて、平成25年度に日本中学校体育連盟と合同で「体罰根絶宣言」を発信しております。

そして、本年度は、体罰を全国共通の問題として捉え直し、「体罰根絶全国共通ルール」として加盟校及び指導者に周知徹底しています。

<体罰根絶全国共通ルール>

(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導処置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。

(2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

このように本県教育委員会、全国高等学校体育連盟ともに、体罰根絶に向けて厳しく取り組んでいるところです。今後も、体罰の根絶に向け、一層の努力をしてまいりますので、よろしくお願ひします。

平成26年8月22日

岐阜県教育委員会

体育健康課長 高橋 幸平